健康管理対策連絡調整会議設置要綱

（目的）
第１条　教職員の健康管理対策を総合的に推進するため、市町（学校組合）教育委員会と連携することを目的として、健康管理対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

（組織）
第２条　連絡調整会議の構成員は、別表のとおりとする。

（協議事項）
第３条　連絡調整会議は、以下の内容を協議する。
（１）労働安全衛生教育に関する事項
（２）心身の健康の保持増進を図るための対策に関する事項
（３）長時間にわたる労働による健康障害の防止を図るための対策に関する事項
（４）その他労働安全衛生に関する事項

（運営）
第４条　連絡調整会議には会長１名を置くこととし、構成員の中から互選する。
２　会長は会務を総理し、連絡調整会議の議長となる。
３　会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。
４　連絡調整会議は、必要に応じて会長が招集する。

（庶務）
第５条　連絡調整会議に関する庶務は、香川県教育委員会事務局健康福利課において処理する。

（補則）
第６条　この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

別表

役　職　名	
香川県教育委員会事務局	総務課長
	義務教育課長
	高校教育課長
	特別支援教育課長
	保健体育課長
	健康福利課長
	東部教育事務所長
	西部教育事務所長
各市町（学校組合）教育委員会健康管理対策関係課長	